

令和 2 年 第 6 回

三種町選挙管理委員会議案

令和 2 年 1 2 月 1 7 日提出

日 時 令和 2 年 1 2 月 1 7 日 (木)

午前 9 時

場 所 三種町役場第 2 会議室

署名委員

署名委員

次 第

- 1 委員長あいさつ
- 2 会議録署名委員の指名（ 委員、 委員）
- 3 案 件
議案第 9 号 三種町議会議員及び三種町長の選挙における選挙運動の
公営に関する規程の制定について
議案第 10 号 三種町長選挙における選挙運動用ビラの証紙に関する規
程の一部改正について
- 4 その他

議案第 9 号

三種町議会議員及び三種町長の選挙における選挙運動の公営に関する
規程の制定について

三種町議会議員及び三種町長の選挙における選挙運動の公営に関する規程
について別紙のとおり制定する。

令和 2 年 1 2 月 1 7 日提出

三種町選挙管理委員会

委員長 嶋 田 仁

1 制定理由

三種町議会議員及び三種町長の選挙における選挙運動の公営に関する条例
第 1 2 条の規定に基づき、三種町議会議員及び三種町長の選挙における選挙
運動の公営に関し必要な事項を定める必要があるため。

2 制定内容

- 1) 選挙運動用自動車の使用の公営に係ることについて
- 2) 選挙運動用ビラの作成の公営に係ることについて
- 3) 選挙運動用ポスターの作成の公営に係ることについて

3 施行期日

三種町議会議員及び三種町長の選挙における選挙運動の公営に関する条
例の施行日

議案第 10 号

三種町長選挙における選挙運動用ビラの証紙に関する規程の一部改正
について

三種町長選挙における選挙運動用ビラの証紙に関する規程の一部を別紙の
とおり改正する。

令和 2 年 12 月 17 日提出

三種町選挙管理委員会
委員長 嶋 田 仁

1 改正理由

公職選挙法の一部改正を受け、町村議会議員選挙における選挙運動用ビラ
の頒布の解禁による証紙の交付対象を拡大するため。

2 改正内容

三種町長選挙における選挙運動用ビラの証紙に関することを、三種町議会
議員及び三種町長選挙における選挙運動用ビラの証紙に関することとする。

3 施行期日

三種町議会議員及び三種町長の選挙における選挙運動の公営に関する条
例の施行日

三種町長選挙における選挙運動用ビラの証紙に関する規程の一部を改正する告示案 新旧対照表

(下線部分は改正部分)

改 正 案	現 行
<u>三種町議会議員及び三種町長の選挙における選挙運動用ビラの証紙に関する規程</u> (趣旨) 第1条 公職選挙法(昭和25年法律第100号。以下「法」という。) 第142条第1項第7号の規定により頒布する<u>三種町議会議員及び三種町長の選挙</u>における選挙運動用ビラ(以下「ビラ」という。)の証紙に関し必要な事項を定めるものとする。 (証紙) 第2条 (略) 2 証紙は、<u>三種町議会議員及び三種町長の選挙</u>の立候補の届出をした後に交付するものとする。 3 (略) (証紙の交付) 第4条 委員会は、前条の規定により<u>選挙運動用ビラ届出書</u>の提出があった場合は、その内容を確認し、適性であると認めたときは、速やかに証紙を交付するものとする。この場合において、紛失し又は破損した場合の再交付はしないものとする。	<u>三種町長選挙における選挙運動用ビラの証紙に関する規程</u> (趣旨) 第1条 公職選挙法(昭和25年法律第100号。以下「法」という。) 第142条第1項第7号の規定により頒布する<u>町長選挙</u> _____における選挙運動用ビラ(以下「ビラ」という。)の証紙に関し必要な事項を定めるものとする。 (証紙) 第2条 (略) 2 証紙は、<u>町長選挙</u> _____の立候補の届出をした後に交付するものとする。 3 (略) (証紙の交付) 第4条 委員会は、前条の規定により<u>選挙運動用ビラ届</u> _____の提出があった場合は、その内容を確認し、適性であると認めたときは、速やかに証紙を交付するものとする。この場合において、紛失し又は破損した場合の再交付はしないものとする。

様式第1号(第2条関係)

年 月 日執行	
<u>選挙運動用ビラ</u>	
第(番号)号	
三種町選挙管理委員会	

(備考)「(番号)」には、候補者の届出順位を記載するものとする。

様式第2号(第3条関係)

年 月 日	
三種町選挙管理委員会委員長 様	
候補者 住所 氏名	印
選挙運動用ビラ届出書	
年 月 日執行の <u>選挙</u> において、公職選挙法第142条第1項第7号に規定する選挙運動用ビラにはる証紙の交付を受けたいので、次のとおり届け出ます。	

様式第1号(第2条関係)

年 月 日執行	
<u>三種町長選挙運動用ビラ</u>	
第(番号)号	
三種町選挙管理委員会	

(備考)「(番号)」には、候補者の届出順位を記載するものとする。

様式第2号(第3条関係)

年 月 日	
三種町選挙管理委員会委員長 様	
候補者 住所 氏名	印
選挙運動用ビラ届出書	
年 月 日執行の <u>三種町長選挙</u> において、公職選挙法第142条第1項第7号に規定する選挙運動用ビラにはる証紙の交付を受けたいので、次のとおり届け出ます。	

【今後の日程について】

2月12日（金） 令和3年 第1回選挙管理委員会（第2会議室）
（県知事選挙関連）

3月 1日（月） 令和3年 第2回選挙管理委員会（農政庁舎 会議室）
（定時登録、県知事選挙関連）

3月17日（水） 令和3年 第3回選挙管理委員会（第2会議室）
（選挙時登録）

3月18日（木） 秋田県知事選挙 告示日

4月 3日（土） 令和3年 第4回選挙管理委員会（第2会議室）
（登録抹消）

4月 4日（日） 秋田県知事選挙 投・開票日